

給水装置工事仕様書

令和5年4月

広島県水道広域連合企業団神石高原事務所

目 次

1.	目 的	P.2
2.	給水装置の定義	P.2
3.	給水装置工事の種類	P.2
4.	給水装置の構造及び材質	P.2
	4-1. 構 造	2
	4-2. 材 質	2
5.	給水装置の設計	P.4
	5-1. 調 査	4
	5-2. 給水管の口径	5
	5-3. 給水管の分岐	5
	5-4. 給水管の埋設深さ	5
	5-5. 給水管の明示	6
	5-6. 一次止水栓, 及び仕切弁の設置	6
	5-7. メーターの設置位置	6
	5-8. メーターの設置基準	6
	5-9. 給水管の保護	7
	5-10. クロスコネクション(誤接合)の防止	7
	5-11. 危険防止の措置	8
	5-12. 水圧試験	9
6.	設計図面等の作成	P.10
	6-1. 位置図(目標図)	10
	6-2. 配管平面図	10
	6-3. 立体図	10
	6-4. 一次側給水装置等取付図	10
	6-5. 図面の表示記号	10
	6-6. 付属資料	12
7.	工事の施工	P.13
	7-1. 一般事項	13
	7-2. 土工事	13
	7-3. 分岐工事	15
	7-4. 配管工事	15
	7-5. 撤去工事	16
8.	給水装置工事の申込み	P.17
	8-1. 給水装置工事申込み	17
	8-2. 設計審査	18
	8-3. メーターの貸与	18
	8-4. 工事検査	18
	8-5. 加入金	18
9.	参考資料	P.20

1 目的

本仕様書は、水道法(昭和32年法律第177号以下「法」という。)、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例(以下「条例」という。))及び広島県水道広域連合企業団神石高原町簡易水道事業における水道事業給水規程(以下「規程」という。))に基づき施工する給水装置工事について必要な基準及び仕様を定め、給水装置工事の適正な施工を図ることを目的とする。

2 給水装置の定義

給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとするものとし、メーターボックスその他付属用具を備えなければならない(規定第3条)。ただし、配水管への取付口から水道メーター施設までの間の給水装置(以下「一次側給水装置」という。))と水道メーター施設以降の給水装置(以下「二次側給水装置」という。))に区分する。

3 給水装置工事の種類(規定第4条)

- 1 新設工事 新たに給水装置を設置する工事をいう。(一次側給水装置工事済みも含む。)
- 2 増設工事 給水栓を増加する工事をいう。
- 3 改造工事 給水装置の位置の変更及び給水管の口径、管種、給水管路の一部又は全部を変更する工事をいう。
- 4 撤去工事 給水装置の全部を撤去する工事をいう。
- 5 移転工事 家屋移転等に伴い既設の給水装置を移転する工事をいう。
- 6 修繕工事 給水装置破損の修繕等で前各号に掲げるもの以外の軽易な工事をいう。但し、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)を除く。

4 給水装置の構造及び材質

【4-1. 構造】(規定第6条)

- 1 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 2 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 3 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 4 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

【4-2. 材質】

1 一次側給水装置

- (1) 規格は、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA)、及び神石高原町指定品とする。

(2) 使用材料は、原則として次表のとおりとする。但し、布設条件等により特に町の指示があるものについては、それに従うものとする。

表4-2

種別	使用材料	規格		使用可能口径	備考
		名称・仕様	規格引用番号等		
給水管	合成樹脂管	水道用ポリエチレン二層管 (軟質1種二層管)	JIS K6762	呼び径 φ 13~φ 50	
		水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)	JWWA K144,K145	呼び径 φ 50以上	
鞆管	鋼管	ライニング鋼管(SGP)	JWWA規格品	呼び径50A以上	
弁類	一次止水栓 (仕切弁)	甲型ボール式止水栓	JWWA B108※1	呼び径φ 13~φ 25	蝶ハンドル, 平行おねじ
		甲型ボール止水栓	JWWA B108※2	呼び径φ 30~φ 50	BC丸ハンドル
		ソフトシール仕切弁	JWWA B120	呼び径φ 75以上	
	メーター 止水栓	こま式止水栓	JWWA規格準拠品※3	呼び径φ 13~φ 25	トンボハンドル 伸縮, 平行おねじ
			JWWA B108※4	呼び径φ 30~φ 50	BC丸ハンドル
	分水栓	サドル付分水栓	JWWA B117	使用可能管種については 指定しない	A型(ボール式)
EFサドル付分水栓		JWWA K144,K145			
ボックス類	一次止水栓用 (仕切弁用)	止水栓ボックス(仕切弁用)	鋳鉄製※5	φ 13~φ 25	
			鋳鉄製※6	φ 30	
			鋳鉄製※7	φ 40以上	
	量水器 ボックス用	量水器 ボックス	鋳鉄製※8	メーター口径 φ 13~φ 40	保温板付き
			鋳鉄製※9	メーター口径 φ 50以上	保温板付き 検針口付き
			鋳鉄製※10	メーター口径 φ 13~φ 40	
継手類	ポリエチレン 管継手類	ソケット, エルボ, チーズ	JWWA規格品		砲金製
	EF管継手類	ソケット, エルボ, チーズ	JWWA規格品		
その他	管明示 シート	給水管用 管理設明示 シート			給水管用 青/白文字とする
	サドル付分水栓 穿孔穴防錆用コア	サドル付き分水栓用 密着銅コア	企業団指定品※9	呼び径φ 20~φ 50	
	ナイロン スリーブ	溶剤浸透防止スリーブ	企業団指定品※9		

(注)①「JIS」は日本工業規格, 「JWWA」は日本水道協会規格を示す。

②給水管の管種選定にあたっては、道路管理者等から別の占用条件が付された場合には、その指示によること。

③上記以外の口径、また特殊な場合については町と協議によること。

※1 前澤給装(株)製ボール式甲型止水栓、又は他社同等仕様品。

※2 前澤給装(株)製ボール式甲型止水栓BC丸ハンドル(平行おねじ)、又は他社同等仕様品。

※3 前澤給装(株)製こま式止水栓とんぼハンドル(平行おねじ、伸縮)、又は他社同等仕様品。

※4 前澤給装(株)製こま式止水栓BC丸ハンドル(平行おねじ、伸縮)、又は他社同等仕様品。

※5 (株)ダイモン製止水栓ボックス(S8～SS)、又は他社同等仕様品。

※6 (株)ダイモン製止水栓鉄蓋(V7)と下部はD-Unit、又は他社同等仕様品。

※7 (株)ダイモン製仕切弁鉄蓋(SE8)と下部はD-Unit、又は他社同等仕様品。

※8 (株)ダイモン製量水器ボックス(T-2タイプ)、又は他社同等仕様品。

※9 (株)ダイモン製多目的鉄蓋、又は他社同等仕様品。

※10(株)ダイモン製量水器ボックス底板、又は他社同等仕様品。

2 二次側給水装置

法第16条並びに同施行令第5条の規定に基づく厚生労働省令第14号(平成9年3月19日 以下「省令」という。)に定める給水装置の構造及び材質基準に適合している材料を使用すること。

5 給水装置の設計

【5-1. 調査】

次に示す調査事項及び現場調査を十分に行い設計に必要な資料を収集すること。又、関係官公署その他関係者と十分に協議を行うこと。

1 新設工事に係る調査項目

- (1) 使用目的とこれに必要な水量及び水圧の調査
- (2) 申込場所付近の案内見取り
- (3) 申込場所付近の給・配水管の位置、管種、口径
- (4) 私有地の通過、個人管からの分岐の要否
- (5) 道路別(国、県、町、私)及び舗装の種別
- (6) 他の地下埋設物(下水道、電話、電気等)との関係道路標示の有無
- (7) 官民境界、隣地境界
- (8) 申込場所が高台の場合は、その地盤高と給・配水管布設道路からの高低差
- (9) 分岐箇所的位置と工法
- (10) 止水栓、メーター及び中間バルブ等の設置位置
- (11) 建築図面等による給水栓の設置位置
- (12) 土質、埋設環境

2 増設又は改造工事に係る調査項目

- (1) 既設給水装置を含む全体としての検討及び改善案
- (2) 給水装置所有者の確認

(3) 新設工事に係る調査項目のうち該当する項目

3 移転工事に係る調査項目

- (1) 既得権の移転, 及び名義変更の有無
- (2) 新設工事に係る調査項目のうち該当する項目

4 撤去工事に係る調査項目

- (1) 他者への分岐の有無及び分岐位置
- (2) 新設工事に係る調査項目のうち該当する項目

5 調査の心得

前各項のほか現場作業が容易かつ安全に行えるように配慮するとともに維持管理面も考慮し、次に掲げるところに留意しなければならない。

- (1) 管路は、掘削しやすいところとし、原則として床下は避けること。
- (2) 掘削箇所は、構造物に影響を及ぼさないところとすること。
- (3) 污水管などの他の埋設物との近隣配管とならないよう配慮すること。
- (4) 火気、その他の危険物に近接しないよう配慮すること。
- (5) メーター設置場所については、特に維持管理面を考慮するとともに、メーターボックス上(又は近接して)の車両の通行の有無を考慮すること(原則として、避けること)。

【5-2. 給水管の口径】(施行規則第8条)

- 1 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 2 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。
- 3 給水管の口径は、13mm・20mm・25mm・40mm とし、それ以上については町と協議のうえ、決めなければならない。

【5-3. 給水管の分岐】

- 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離すこと(施行規則第7条)。(参考資料 P.35 参照)
- 2 分岐口径は、原則として配水管等の口径より小さい口径とすること。
- 3 メーター口径 13mm の場合は、一次側給水管の口径 20mm を認める。
- 4 メーター口径 20mm 以上の場合は、一次側給水管の口径はメーター口径と同口径とする。
- 5 鋳鉄サドル付き分水栓を使用する場合はポリエチレンスリーブにて防食対策を行うこと。

【5-4. 給水管の埋設深さ】(施行規則第9条)

- 1 給水管の埋設深さは、公道(国道、県道、町道)にあつては道路管理者の指示に従うものとする。
- 2 公道に準じる私道については、公道と同様の深さとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合は

管理者の指示に従うものとする。(埋設深0.6m以上)

※ 参考資料 P.38～P.39 参照。

3 敷地部分にあつては、0.3m以上とする。

【5-5. 給水管の明示】

- 1 道路部分に布設する給水管には、明示帯シート(表4-2参照)により埋設位置を明らかにすること。
- 2 宅地内部分に布設する給水管の位置について、維持管理上明示する必要がある場合は、明示鋏等によりその位置を明示すること。(参考資料 P.35 参照)

【5-6. 一次止水栓、及び仕切弁の設置】

給水装置には、止水栓、又は仕切弁を設置することとし、その設置基準は次のとおりとする。

- 1 一次止水栓(仕切弁)の設置位置は、敷地部分の道路境界線の近くを基本とするが、状況により民地側への設置が困難な場合は町との協議により公道側への設置を認める(道路管理者の許可も必要)。
- 2 一次止水栓及び仕切弁は、町指定のボックスにより保護しなければならない。(表4-2参照)
- 3 水路添架及び橋梁添架を必要とする場合は、分岐箇所から添架部までに一次止水栓(仕切弁)を設置すること。(参考資料 P.37 参照)

【5-7. メーターの設置位置】(規則第10条)

メーターは、次に定める基準に基づき設置する。(参考資料 P.35 参照)

- 1 原則として建築物の外であつて当該建築物の敷地内に設置すること。
- 2 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置に設置すること。
- 3 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所に設置すること。
- 4 衛生的で損傷のおそれがない場所に設置すること。
- 5 原則として水平に設けることができる場所に設置すること。

【5-8. メーターの設置基準】

- 1 メーターは、原則として1戸又は1事業所に1個を給水装置に設置する。
- 2 アパート等で居住できる構造設備の建築物は、それぞれにメーターを設置する。
- 3 同一敷地内に別棟として建築された建築物であり、同一所有者、または親族等で所有者の関係が明らかな場合は1個のメーターでも認める。
- 4 メーターボックスは、雨水等の浸入を避けるため、周囲の地面と同一面以上の高さとする。
- 5 メーターの据付に当たっては、伸縮止水栓及び伸縮継手を使用し、メーター取付時には伸縮部を伸ばして取付けること。
- 6 メーターボックスは鋳鉄製で蓋裏面に保温板が付属したものとする(表4-2参照)。
- 7 メーター口径が13mmであれば、口径20mm用のメーターボックスを標準とする。
- 8 一般住宅においてはメーター口径13mm または20mm を基本とする。
- 9 その他、事業所等においてメーター口径25mm以上が必要と思われる場合は、その用途所要水量及び同時使用率と、給水方式(直結方式、受水槽方式)などを考慮したうえで適当な大きさに決めなければならない。

【5-9. 給水管の保護】

- 1 給水管は、原則として埋設配管とする。ただし、やむを得ず露出する場合は、保温を確実にするとともに金属管等で保護し、露出しないよう必要な措置をすること。また、支持金具は配管の管種、口径に応じた十分な支持強度をもつ金物を使用しなければならない。
- 2 開きよを横断して給水管を配管するときは、原則として下越しとする。ただし、やむを得ない理由のため、他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない(施行規則第7条2)。
- 3 給水管が構造物の基礎及び壁等を貫通する場合は、貫通部にスリーブ等を設け、スリーブとの間隙を弾力材で充填し、管の損傷を防止しなければならない。
- 4 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない(施行規則第7条2)。
- 5 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出又は隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない(施行規則第7条2)。
 ※ 埋設深度が 30cm 未満の立ち上がり配管又は露出部分など、凍結のおそれがある場所については、フォームポリエチレン保護材、電熱線等での防凍被覆を行うこと。
- 6 防凍材による凍結防止にも限界があるので、必要によりメーター付近又は軒下等の操作しやすい位置で排水しやすい場所に、水抜き用の水栓を設置すること。
- 7 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない(施行規則第7条2)。
 ※ 有機溶剤による土壌汚染が懸念される場所ではナイロンスリーブで保護すること。

【5-10. クロスコネクション(誤接合)の防止】

給水管には、当該給水装置以外の管を接続してはならない。また、機械、設備等とも直接連結してはならない。バルブ等を設置し、切替できるようにすることも行ってはならない。

給水装置と接続されやすい配管の例	給水装置と接続されやすい機械、設備等の例
(1) 井水, 工業用水, 再生利用水の配管	(1) 洗米機
(2) 受水槽以降の二次側配管	(2) ボイラー(貯湯湯沸し器を除く)
(3) プール, 浴場等の循環用の配管	(3) クーラー
(4) 水道水以外の給湯配管	(4) ドライクリーニング機
(5) 水道水以外のスプリンクラー配管	(5) 純水器, 軟水器
(6) ポンプの呼び水配管	(6) 清浄器, 洗浄器
(7) 雨水管	(7) 瓶洗浄器
(8) 冷凍機の冷却水配管	(8) 自動マット洗機, 洗車機
(9) その他排水管など	(9) 風呂釜清掃器
	(10) 簡易シャワー, 残り湯汲出装置
	(11) 洗髪器

【5-11. 危険防止の措置】

- 1 行き止まり配管等水が停滞する構造としないこと。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置すること。(省令第2条第2項)
- 2 給水装置は、通常有圧で給水しているため外部から水が流入することはないが、断水、漏水等により、逆圧又は負圧が生じた場合、逆サイホン作用等により水が逆流し、当該需要者はもちろん、他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがある。このため、吐水口を有し、逆流を生じるおそれのある箇所ごとに、次のいずれかの措置を講じなければならない。

(1)吐水口空間の確保(省令第5条第1項)

- ・ 呼び径が 25mm以下の物については、辞表による。

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離 B	越流面から吐水口も中心までの垂直距離 A
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上

注1) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は 50mm 未満であってはならない。

注2) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は 200mm 未満であってはならない。

注3) 上記注1及び注2は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

- ・ 呼び径が 25mm を超える場合にあつては、次表による。

区 分		壁からの離れ B	越流面から吐水口の最下部までの垂直距離 A
近接壁の影響がない場合			1.7d'+5mm以上
近接壁の影響がある場合	近接壁1面の場合	3d以下	3.0d'以上
		3dを超え5d以下	2.0d'+5mm以上
		5dを超えるもの	1.7d'+5mm以上
	近接壁2面の場合	4d以下	3.5d'以上
		4dを超え6d以下	3.0d'以上
		6dを超え7d以下	2.0d'+5mm以上
7dを超えるもの		1.7d'+5mm以上	

注1) d:吐水口の内径(mm) d':有効開口の内径(mm)

注2) 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をdとする。

注3) 越流面より少しでも高い壁がある場合は接近壁とみなす。

注4) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 50mm 未満であってはならない。

注5) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び

容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 200mm 未満であってはならない。

注6) 上記注4及び注5は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

(2)逆流防止性能を有する給水用具の設置

(3)負圧破壊性能を有する給水用具の設置

- 3 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置、又は水洗便器に真空破壊装置を備える等、逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 4 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管、又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具、若しくは機械と直結させてはならない。
- 5 給水管の中に停滞空気が生じるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 6 給水管を二階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。
- 7 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

【5-12. 水圧試験】

配管工事の一部又は全部が完了したときに水圧試験を行うこととし、次のことに留意して行うこと。

- 1 試験圧力は、0.5MPaとし、5分間その状態を保持し、0.4MPa以上保持する。
- 2 給水装置内の空気は、排除する。
- 3 水張り速度は、できるだけ遅くして排気状況を確認する。
- 4 通水試験の水圧速度は、水撃圧を生じないように徐々に上げる。
- 5 圧力ゲージは、管路の最も低い位置に取付ける。

6 設計図面等の作成

設計図面は、位置図(目標図)、配管平面図、立体図、一次側給水装置等取付図とする。作図にあたっては容易に給水装置の全容を知ることができるよう配慮し、次に掲げるところにより正確、簡潔、明瞭に記載すること。

【6-1. 位置図(目標図)】

位置図(目標図)には、給水(申込)家屋、付近の状況等の位置を図示こと。

- 1 「申請地」と表示し赤字とする。
- 2 目標となる建物の名称等を記入すること。

【6-2. 配管平面図】

配管平面図には、次の内容を記入すること

- 1 縮尺は、1/100～1/500の範囲で適宜作成し、縮尺を記入すること。
- 2 単位は、口径を mm、延長を m で表すものとする。
- 3 方位は必ず記入し、北側を図面上部にすることを原則とする。ただし、これに従うことが困難な場合は、明確な表示をすることにより、変更してもよい。
- 4 道路の種別(舗装別、幅員、歩車道の区分、公道及び私道の区分)。
- 5 公私有地、隣接敷地の境界線。
- 6 給水栓給水用具の取り付け位置、名称(略号)。
- 7 本管からの分岐箇所のおフセット。
- 8 新設及び既設の給水管、止水栓等の位置、口径。
- 9 使用する管種、口径、延長及び取り付け位置。
- 10 その他工事施工上必要とする事項(障害物の表示等)。

【6-3. 立体図】

- 1 一次側給水装置については、立体図で表示し、施工する管種、口径及び延長等を記入すること。
- 2 立体図は、平面図に対して 45 度を標準に見たときの関係を記載する図面とする。
- 3 立体図については、縮尺を定めないが、わかりやすい作図となる縮尺とする。

【6-4. 一次側給水装置等取付図】

官民・隣地境界、門柵、主たる出入口、建築物と分水栓、メーター及び止水栓等との位置関係並びに分水栓の深さを表す図面とする。

【6-5. 図面の表示記号】

図面の表示記号は次表を標準とする。寸法等の表示は、給水管や給水用具のうゑに文字が上向きになるように記入するのを原則とし、表示困難な場合は引出し線を用いてもよい。

※ 例

(管種) (口径 mm) (延長 m)

HIVP $\phi 25$ - 3.5

表6-5-1 管種記号(※社団法人日本水道協会発行の「水道工事標準仕様書」参照)

管 種	記 号	管 種	記 号	管 種	記 号
ダクタイル 鋳鉄管	DIP	鋳 鉄 管	CIP	ステンレス鋼管	SSP
耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	HIVP	硬質ポリ塩化ビニル管	VP	ポリブテン管	PB
水道用ポリエチレン二層管	PE	配水用ポリエチレン管	HPPE	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	HT
硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA ~ VD	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	SGP-PA ~ PD	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HVA

表6-5-2 栓類その他の図示記号(※社団法人日本水道協会発行の「水道工事標準仕様書」参照)

名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号
仕切弁		消火栓		管の交差	
止水栓		保護管		メーター	
逆止弁		口径変更		メーターボックス	
減圧弁		エルボ		チーゾ	

表6-5-3 給水栓類の符号

名 称	符 号	名 称	符 号	名 称	符 号
シャワー		一般用具(フラッシュバルブ)		一般用具(ボールタップ)	
その他		給水栓			

※ その他:特別な目的に使用されるもので、例えば、給湯器、ウォータークーラー、電子式自動給水栓などをいう。

表6-5-4 受水槽その他の記号及び符号

名 称	受 水 槽	高 架 水 槽	ポ ン プ	加 圧 ポ ン プ
記号及び符号				

表6-5-5 工事別表示方法

名 称	新 設	既 設	撤 去
種 別	黒 色 実 線	黒 色 破 線	黒色実線を斜線で消す
記 入 例			

【6-6. 付属資料】

1 現況写真

本管からメーターボックスまでの布設区間(一次側給水装置)の施工前写真。添付した写真へ布設予定のラインを赤線で記入のこと。

※ メーター以降(二次側給水装置)の工事であれば必要ありません。

2 道路占用許可申請に必要な書類

国道, 県道, 町道が工事区間にある場合に提出すること。

(1) 添付用図面

位置図(路線名を記入すること), 平面図, 構造図(配管縦横断面図), 道路復旧に関する図面等道路管理者より提出が求められた図面。

(2) 現況写真

「1 現況写真」と同じ。

(3) その他

道路管理者との協議等により提出を求められた書類。

3 法定外公共用物占用申請に必要な書類

里道(赤線), 水路(青線)が工事区間にかかる場合に提出すること。

(1) 添付用図面

位置図, 平面図, 公図の写し, 構造図(配管縦横断面図)等法定外公共用物管理者より提出が求められた図面。

(2) 現況写真

「1 現況写真」と同じ。

(3) その他

法定外公共用物管理者との協議等により提出を求められた書類。

※ なお、「道路占用許可申請」及び「法定外公共用物占用申請」については、提出された書類により町が申請します。

4 仕様材料の図面(承認図)

必要に応じて、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する基準に適合しているかの審査のため、町より承認図(証明)の提出を求める場合がある。

7 工事の施工

【7-1. 一般事項】

施工は、次のとおりとする。

1 現場管理

関係法令を遵守し、常に交通及び工事の安全に留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音及び振動等を防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

2 立会い及び施工連絡

(1) 地下埋設物については、各関係者に連絡し、現場立会いを求め、工法について協議すること。

(2) 分岐工事は、施工2日前までに町職員に連絡すること。

(3) 断水の伴う工事は、施工7日前までに連絡・協議し、当日(断水を行う日)は町職員の立ち会いのう
え行わなければならない。

3 設計変更

申込書類提出後、施工前又は施工の途中で変更が生じた場合は、直ちにその旨を報告し改めて申込書を提出して再審査を受けた後、施工すること。ただし、軽微なものはこの限りでない。

※ 軽微なもの：例 給水管末端部分の部材の変更。

【7-2. 土工事】

工事の施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定〔土木工事安全施工技術指針(昭和43年4月建設省官技発第37号)・建築工事に伴う騒音振動対策技術指針(昭和51年3月建設省経機発第54号)・建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月建設省経建発第1号)・道路工事現場における表示施設等の設置基準・道路工事保安施設設置基準〕等を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音及び振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

1 掘削工事

(1) 道路占用

道路を掘削する場合は、道路管理者と事前に協議し、その協議に基づき事故のないよう施工すること。

道路占用の申請は、町が行うので必要書類を環境衛生課に提出すること。なお、許可又は承認を受けた後でなければ工事を行ってはならない。

(2) 掘削

- ・ 掘削断面は、道路管理者が指示する場合を除き、予定地における道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺的环境及び埋設後の給水管の土被り等を総合的に検討し、最小で安全かつ確実な施工ができるような断面及び土留法を決定すること。
- ・ 掘削は、原則として当日中に配管が完了し、復旧可能な区間の部分に係る範囲とし、掘置きはしないこと。
- ・ 舗装を取り壊す場合には、コンクリートカッター等を使用し、所定の幅及び長さ切断し、必要な箇所以外に影響が生じないように注意すること。

- ・ 掘削は、所定の断面に従って行い、掘り過ぎ、えぐり掘り等はしないこと。

2 埋戻し工事

- (1) 道路の埋戻しに当たっては、道路管理者の許可条件及び指示事項を守り、指定された材料をもって行うこと。
- (2) 埋戻しは、層厚30cm を超えない層ごとに、タンパ・振動ローラ等の転圧機で十分締固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにすること。尚、転圧については、管の移動が生じないよう均等に施工し、不陸のないよう仕上げること。
- (3) 湧き水、流水等がある場合は、埋戻し前に止水工事又は集水孔等を設け、排水を完全に施して埋戻すこと。
- (4) 道路以外の埋戻しは、当該土地の管理者の承諾を得て、良質な材料を用い、原則として厚さ30 cm を超えない層ごとに十分締固めを行うこと。

3 残土処理

工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」その他の規定に基づき、工事施工者が責任を持って適正かつ速やかに処理すること。

4 事故処理

工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに所轄警察署、道路管理者に通報するとともに、町環境衛生課に連絡すること。

5 道路復旧工事

(1) 仮復旧工事

- ・ 仮復旧は埋戻し後、直ちに施工すること。
- ・ 舗装道路における仮復旧は、本復旧を行うまでの期間の路面が保持できるように、埋戻しの最上層部に仮舗装材を、仕上げ時の厚さが3cm 以上になるよう均一に敷き均し、タンパ等の転圧機により十分に転圧し、周囲の路面と同一平面になるよう施工すること。
- ・ 非舗装道路(砂利道等)の復旧については、道路管理者の指示する方法により路盤築造等を行い、在来路面となじみよく仕上げること。
- ・ 道路復旧後は、復旧箇所を巡回し、舗装面の沈下その他不良箇所が生じたときは、直ちに補修すること。

(2) 本復旧工事

- ・ 舗装道路の復旧は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装構造等は、道路管理者の指示どおり行うこと。
- ・ 横断歩道、停止線又は区画線等を掘削した場合は、速やかに溶融式ペイントにより施工し、標識類についても原形復旧すること。

【7-3. 分岐工事】

- 1 分岐に当たっては、配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取付けは、ボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
- 2 穿孔機は確実に取付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用し、内面塗膜面等に悪影響を与えないよう慎重に施工すること。
- 3 鋳鉄管の穿孔は、コアを装着すること。

【7-4. 配管工事】

- 1 配管工事は、次の構造及び材料基準に係る事項を考慮して施工すること。
 - (1) 給水管及び給水用具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水用具を除き、耐圧性能を有するものを用いること。(省令第1条第1項)
 - (2) 減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁は、耐久性能を有するものを用いること(省令第7条)。又、弁類の設置(露出配管を除く。)は、原則として垂直に据え付けること。
 - (3) 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合を行うこと。(省令第1条第2項)
 - (4) 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにすること。(省令第1条第3項)

2 管の切断

- (1) 管の切断には、管種に応じた管の切断用機械器具を使用して、管軸に対して直角に切断すること。
- (2) 管の切断、ねじ加工等によって、管の切断面に生じたかえり、まくれをヤスリ等で取り除くこと。尚、ビニル管の切断面は、内外面の面取りをすること。
- (3) 管内面等に付着した切削油、切削粉等は、ウエス等できれいに拭き取ること。
- (4) 管や継手を損傷・加工したときは、防食塗装等の処理を施しておくこと。

3 管の接合

接合は、管種に応じ、すべて確実にを行い、接合部分の腐食、通水の低下、漏水及び離脱が起こらないように施工すること。

接合方法は、使用する管種ごとに種々あるが、主な接合は次のとおりである。なお、以下に示す接合方法はあくまでも例示であり、新しい技術等の採用を妨げるものではない。

(1) 管種と接合方法

表7-4-3

	管 種	接 合 方 法
ア	ライニング鋼管	ねじ接合 メカニカル継手 金属継手(メカニカル継手)
イ	水道用ポリエチレン管	金属継手(メカニカル継手) 金属継手(ワンタッチ継手)
ウ	架橋ポリエチレン管	メカニカル継手 電気式融着継手
エ	ポリブテン管	熱融着継手 メカニカル継手 フランジ継手
オ	硬質塩化ビニル管 耐衝撃性硬質塩化ビニル管	TS継手 ゴム輪形継手 メカニカル継手
カ	ステンレス鋼管	伸縮可とう式継手 プレス式継手 圧縮式継手
キ	銅管	はんだ継手 プレス式接合
ク	ダクタイル鋳鉄管	メカニカル継手(K形, NS形)
ケ	その他1	フランジ継手による接合
コ	その他2	溶接による接合

(2) ポリエチレン管又はポリエチレン管と他材質の管を接続する際は、必ず専用の継手を使用すること。

(3) プラスチック製ユニオンソケットは、使用禁止とする。

【7-5. 撤去工事】

給水装置を撤去するときは、原則として次のとおりとする。

1 一次側給水装置撤去工事

- (1) 分水栓については、閉止コマを閉じて、分水栓口に分水栓キャップを取りつけること。
- (2) 丁字管については、仕切弁を閉止し、フランジ蓋を取付け、ポリエチレンスリーブを施す。
- (3) 不用になった給水装置は、全部撤去すること。

2 二次側給水装置撤去工事

- (1) 二次側給水装置の一部を撤去するときは、使用材料に応じた材料を使い、後に漏水のないように確実に止水し撤去すること。
- (2) 二次側給水装置を全て撤去する場合は、メーター設備内でプラグ止めとし、後日、再給水を受けるにあたりメーター設備の保護、明示鉋等で位置が確認できるように施工する。

8 給水装置工事の申込み

申込者は、指定給水装置工事事業者を選定し、指定給水装置工事事業者は、町に次のとおり申し込むものとする。

【8-1. 給水装置工事申込み】

指定給水装置工事事業者は、次の申込みに必要なすべての書類を、申込者に説明のうえ作成し、企業団に申込むものとする。

1 給水装置工事申込書〔様式第1号〕

工事種別、設置場所、申込者、指定給水装置工事事業者、主任技術者名等を記入し、申込者、主任技術者の押印をしたもので以下に掲げる書類等の該当欄に、必要事項を記入し、当該本人が押印したものの。

(1) 水道メーター保管証書

申込者の記名、押印を行って提出すること。(※「給水装置工事申込書」内)

(2) 給水管所有者分岐同意書〔様式第2号〕

他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、既存給水装置所有者の承諾。(※「給水装置工事申込書」内)

(3) 土地家屋使用承諾書〔様式第3号〕

他の者の所有地を通過するか、又は他の者の所有する土地又は家屋に給水装置を設置するときは、使用する土地家屋の所有者の承諾。(※「給水装置工事申込書」内)

(4) 委任状

受任者(指定給水装置工事事業者)と委任者(申込者)の記名、押印を行って提出すること。(※「給水装置工事申込書」内)

(5) 誓約書〔様式第4号(第5条(3))〕

(2)又は(3)の書類を提出する場合は、申込者の誓約書も併せて提出すること。

2 給水装置工事設計書兼給水台帳〔様式第1-2号(仕様書8-1関係)〕

「給水装置工事申込書」と併せて提出するものとし、使用材料、配管図、概算額等を記入したもの。

配管図等の図面関係について、様式内に記載し難い場合には、検査者の承認があれば、別紙にて別様式による提出も可能とする。

3 一次側給水装置工事使用材料審査表〔様式第1-3号(仕様書8-1関係)〕

一次側給水装置を施工する場合に「給水装置工事申込書」と併せて提出するものとし、使用材料の品名、形式、形状、メーカー名等を記入したもの。

4 水道加入申込書〔様式第1-4号(仕様書8-1関係)〕

新たに水道加入をする必要のある工事については、給水装置工事申込みと併せて(又は申込み以前に)必要事項を記入のうえ、提出すること。

5 給水装置口径変更届〔様式第11号(施行規則第17条)〕

既に水道加入されている給水装置において、メーターの口径を変更する工事については、給水装置工事申込みと併せて(又は申込み以前に)必要事項を記入のうえ、提出すること。

【8-2. 設計審査】

- 1 給水装置工事設計等の審査は、法、条例等に基づいて、設計書、材料審査表及び現地調査等により審査し、これに適合する場合は承認する。
- 2 給水工事は、設計審査の承認を受けた後に施工すること。
- 3 設計審査手数料は、審査1件につき、2,500円を納入すること。(変更設計審査は、手数料不要)

【8-3. メーターの貸与】

メーターの貸与を受ける場合は、「水道使用異動届(様式第6号)」を提出すること。

【8-4. 工事検査】

- 1 工事完了後速やかに、「工事検査申請書[様式第20号(仕様書8-4関係)]」、「給水装置工事竣工設計書兼給水台帳(様式第1-2号)」、工事写真、及び「水道使用異動届(様式第6号)」を提出すること。
- 2 検査は、書類検査及び現場確認検査等により行う。
なお、検査において手直しを指示された場合は、速やかに改善し再検査を受けること。
- 3 工事写真の撮影については次に掲げるところによる。
 - ・ 埋設する使用材料(メーカー・材料適合マーク等確認できる写真)。
 - ・ 一次側給水装置の配管状況(深さ・寄り等)。
 - ・ 給水管の布設状況(深さ・寄り等)。
 - ・ メーターボックス付近、並びにメーターの設置状況。
 - ・ 耐圧試験状況。
 - ・ 工事黑板には管種、口径、使用材料、詳細図、許可番号を記入すること。
 - ・ 道路部分の施工箇所については、工事着手前、舗装切断時、掘削完了時、配管完了時、埋戻し(各層転圧)時、路盤材転圧時、仮復旧完了時、本復旧施工時、本復旧完了時、その他町が指示した場所等を撮影すること。
 - ・ 撮影した写真は、工程順に貼付け、説明文を付けてアルバム帳に整理すること。
- 4 工事検査手数料は、検査1件につき、2,500円を納入すること。

【8-5. 加入金】

- 1 一次側給水装置の新設及び増径工事の申込みの際、加入金を納入すること。なお、加入金の金額は次表のとおりとする。

表8-4

メーターの口径 (mm)	13	20	25	40	40を超える口径
加入金の額 (円)	198,000	253,000	308,000	418,000	町長が別に定める額

- 2 メーター増径工事の場合は、既設のメーター口径の加入金額と新設のメーター口径の加入金の差額を納入すること。(条例第36条2関係)
- 3 家屋移転に伴う一次側給水装置移設時における加入金は、次のとおり取り扱うものとする。

- ・ 神石高原町内で家屋を移転し、同口径で新設する場合は、加入金を徴収しない。ただし、この場合移設前の既設一次側給水装置は、配水管への取付口まですべて撤去すること。なお、撤去費用は、給水装置工事申請者の負担とする。

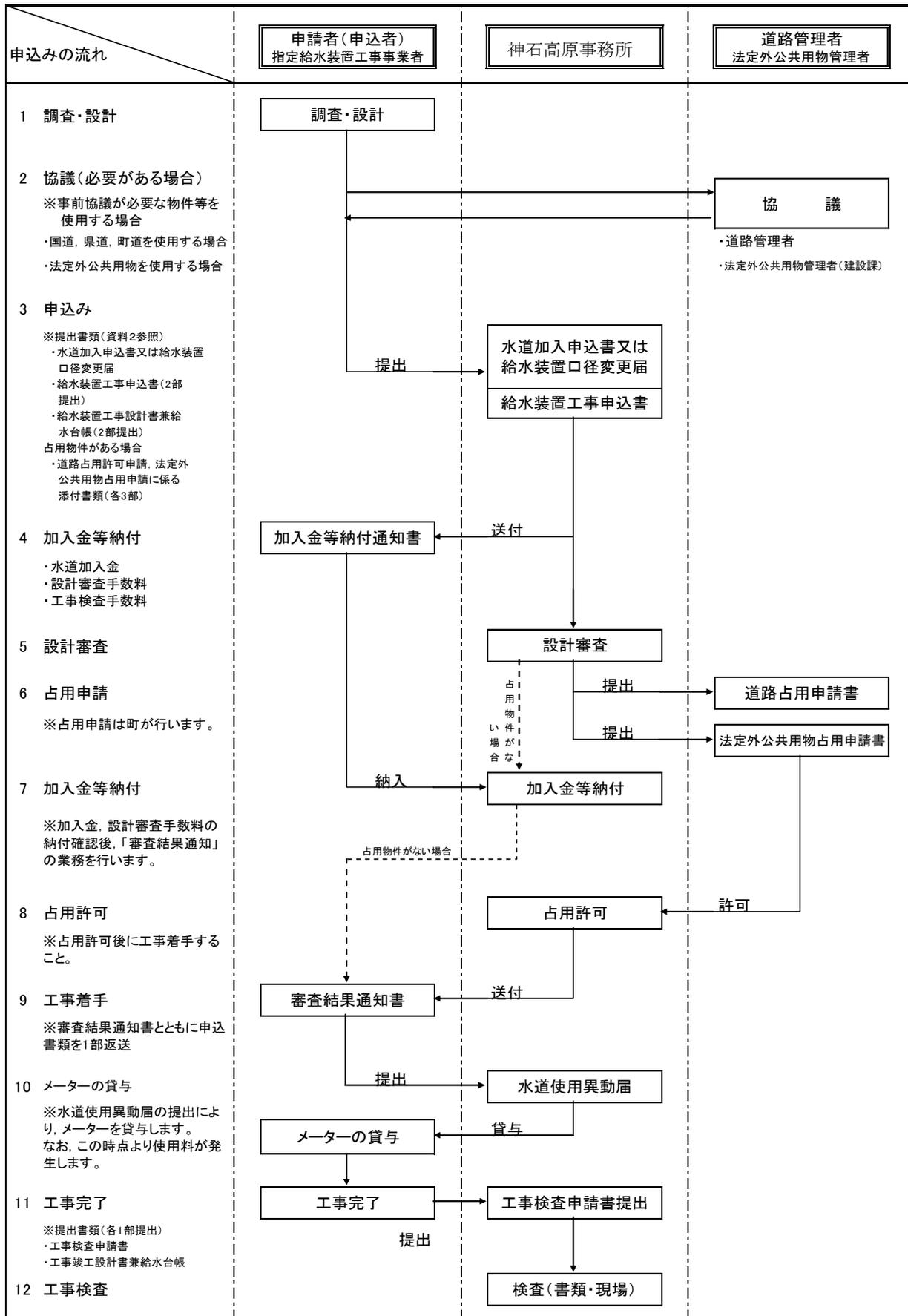
参 考 資 料

広島県水道広域連合企業団神石高原事務所

参考資料目次

1.	給水装置工事フロー図	P.22
2.	各申請時添付書類一覧表	P.23
3.	各種様式	P.24
	様式第1号 給水装置工事申込書	24
	様式1-2号 給水装置工事設計書兼給水台帳	25
	様式1-2号 裏面	26
	様式1-3号 一次側給水装置工事使用材料審査表	27
	様式第4号 誓約書	28
	様式1-4号 水道加入申込書	29
	様式第11号 給水装置口径変更届	30
	様式第20号 給水装置工事検査申請書	31
	様式第6号 水道使用異動届	32
	その他(1) 設計審査表	33
	その他(2) 工事検査表	34
4.	給水装置の一般構造図	P.35
5.	給水管標準図	P.36
	①φ 20mm～φ 40mmの場合	36
	②φ 50mmの場合	36
	③φ 20mm～φ 40mm(サヤ管)の場合	37
	④φ 50mm(サヤ管)の場合	37
6.	配管布設標準断面図	P.38
	町道給水管	38
	県道給水管	38

1.給水装置工事フロー図



2. 各申請時添付書類一覧表

		書 類 名	様 式	参 照 ペ ー ジ	備 考		
申込み時に提出する書類	給水装置工事の申込み書類	給水装置工事申込み書類の提出部数は各2部(5の「水道加入申込書」は1部提出)					
		1	給水装置工事申込書	様式第1号	P.17		
			① 水道メーター保管証書		P.17	工事申込書内	
			② 給水管所有者分岐同意書	様式第2号	P.17	工事申込書内	
			③ 土地家屋使用承諾書	様式第3号	P.17	工事申込書内	
			④ 委任状		P.17	工事申込書内	
		2	誓約書	様式第4号	P.17	②又は③に該当する場合に提出	
		3	給水装置工事設計書兼給水台帳	様式第1-2号	P.10(設計図面関係)及びP.17	図面関係を様式内に記入できない場合には、別紙で添付すること。	
		4	一次側給水装置工事使用材料審査表	様式第1-3号	P.17	一次側給水装置工事を行う場合に提出	
	5	水道加入申込書	様式第1-4号	P.17	新規工事の場合に提出		
	6	給水装置口径変更届	様式第11号	P.17	メーター増径工事の場合に提出		
	7	現況写真		P.12			
	8	その他					
	道路占用許可申請に必要な書類	9	国道、県道、町道(町管理道)が工事区間に係る場合に提出(提出部数 各3部)				
			① 現況写真		P.12		
			② 位置図		P.12	路線名を記入すること。	
			③ 平面図		P.12		
			④ 構造図(配管縦横断面図)		P.12		
			⑤ 道路復旧に関する図面		P.12		
			⑥ その他		P.12		
	公共用物占用申請に必要な	10	里道(赤線)、水路(青線)が工事区間に係る場合に提出(提出部数 各3部)				
			① 現況写真		P.11		
			② 位置図		P.11		
		③ 平面図		P.11			
		④ 公図の写し		P.11			
		⑤ 構造図(配管縦横断面図)		P.11			
		⑥ その他		P.11			
工事完了時に提出	工事検査申請書類	給水装置工事検査申請の提出部数は各1部					
		11	給水装置工事検査申請書	様式第20号	P.18		
		12	給水装置工事竣工設計書兼給水台帳	様式第1-2号		図面関係を様式内に記入できない場合には、別紙で添付すること。	
		13	工事写真		P.18		
		14	水道使用異動届	様式第6号	P.18		
		15	その他				

3. 各種様式

様式第1号

給水装置工事申込書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
神石高原事務所長 様

給水装置工事をしたいので、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第5条に基づき、申し込みいたしますから承認してください。

工事種別	新設・増設・改造・撤去・移転・修繕・その他 ()		
設置場所	神石高原町 番地		
申込者	住所	〒 (電話)	
	氏名	Ⓜ	
指定給水装置工事事業者	業者名		
	主任技術者	Ⓜ	
水道メーター保管証書 次のメーターを保管いたします。 年 月 日 Ⓜ		水道加入金 次の加入金を納入します。 加入金 円	
メーター口径	mm	筒	納付年月日 年 月 日
(様式第2号) 給水管所有者分岐同意書 私所有の給水装置から分岐することを承諾します。なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。 年 月 日 承諾者 住所 氏名 Ⓜ 給水装置番号 号		(様式第3号) 土地家屋使用承諾書 本給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。なお、本承諾に関し紛争が生じたときは、当事者間で一切解決します。 年 月 日 承諾者 住所 氏名 Ⓜ 使用する土地家屋	
委 任 状		年 月 日	
広島県水道広域連合企業団 神石高原事務所長 様		(指定給水装置工事事業者)	
上記給水装置工事の申込及び施行並びに企業団に納付すべき納入金に関する一切のこと		受任者	Ⓜ
		委任者	Ⓜ

事務所長	係長	係員

給水装置工事(竣工)設計書兼給水台帳

工事場所					新設・増設・改修・撤去・移転・修繕・その他		
工事申込者	住所					年度	水栓番号
	氏名					受付 番号 月日	第 号
指定給水装置工事事業者	事業者						承認年月日
	主任技術者					年 月 日	
道路種別	(国道・県道・町道・私道)				竣工年月日	年 月 日	
給水管口径	m/m	メーター口径	m/m		竣工検査完了年月日	年 月 日	
使用材料					審査・検査料	入金日	
一 次 側 給 水 装 置	使用材料名	口径	単位	設計数量	精算数量	年 月 日	
						分 担 金 (要 ・ 不 要)	
						分 岐 同 意 書 (要 ・ 不 要)	
						土地家屋使用承諾書 (要 ・ 不 要)	
						誓 約 書 (要 ・ 不 要)	
						位置図(目標図)	
	概算額		千円			立体図 (当初・竣工)	
二 次 側 給 水 装 置	使用材料名	口径	単位	設計数量	精算数量	一次側給水装置等取付図 (当初・竣工)	
						一次側給水装置等取付図 (当初・竣工)	
	概算額		千円				

(裏面)

配管平面図 (当初・竣工)

縮尺

水道法施行令第5条に適合した材料を使用 [します。]
[しました。]

一次側給水装置工事使用材料審査表

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
 神石高原事務所長 様

指 定 番 号	第 号
指定給水装置工事事業者名	
代 表 者 氏 名	㊟
主 任 技 術 者	㊟

給水装置工事内容	給水装置工事場所	神石高原町			
	給水装置工事の種類	新設・増設・改修・修繕・その他			
	給水装置の種類等	専用給水装置・共用給水装置・私設消火栓(第 号)			
	申込者住所氏名	住所 神石高原町 氏名			
材 料 審 査 表	品 名	形 式 ・ 形 状 ・ 寸 法	メ ー カ ー 名	検 査 結 果	適 用
総 合 判 定					

※ 添付書類：材料承認図

誓 約 書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
神石高原事務所長 様

給水装置工事申込者

住所 神石高原町
氏名

番地

印

給水装置工事の場所

神石高原町

番地

上記の給水装置工事施工について第三者から異議があっても、企業団に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

水道加入申込書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
神石高原事務所長 様

給水装置（水栓）の場所	神石高原町 番地
給水装置所有者	住所 〒 - 電話番号（ ）
	氏名 (フリガナ) ㊟
水道使用者	住所 〒 - 電話番号（ ）
	氏名 (フリガナ) ㊟
連絡先が上記と異なる場合の住所等	〒 - 電話番号（ ）
届け出た方のお名前	㊟
その他 特記事項 設置するメーター口径 : _____ mm 加入負担金 : _____ 円	

私有地立入同意書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
神石高原事務所長 様

同意者 住所
氏名 ㊟

水道業務（メーター検針業務・漏水調査・その他水道事業に関する調査等）において私の所有する敷地内立ち入ることに同意します。

台帳整理	年 月 日	
電算入力	年 月 日	

給水装置口径変更届

年 月 日

広島県水道広域連合企業団企業長
 神石高原事務所長 様

給水装置使用者
 住 所
 氏 名

㊞

次のとおり給水装置の口径変更について届け出ます。

給水装置の設置場所	神石高原町			番地
口径別 (ミリメートル)	新		加入負担金	円
	旧			円
			追加負担金	円
変更年月日	年 月 日			
給水装置の番号				

給水装置工事検査申請書

年 月 日

広島県水道広域連合企業団
神石高原事務所長 様

指定番号 第 号

所在地

氏名及び名称

代表者氏名

印

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第7条第2項の規定による給水装置工事の検査を受けたいので申請します。

給水装置工事場所	神石高原町
給水装置工事の種類	新設 ・ 改造 ・ 撤去
給水装置の種類等	専用給水装置・共用給水装置・私設消火栓(第 号)
工事完了時の指針	m ³
申込者住所氏名	住所 神石高原町
	氏名
検査結果	

添付書類

- ・給水装置工事竣工設計書兼給水台帳（様式第1-2号）
（図面関係を様式内に記入できない場合には、別紙で添付すること。）
- ・工事写真
- ・水道使用異動届（様式第6号）
（メーター貸与時に業者名で提出してあり、最終的に申込者に異動する場合に必要）
- ・その他必要な書類

広島県水道広域連合企業団企業長
神石高原事務所長 様

届出をしたいものに○印を附してください。	①使用開始	新規		④名義変更	所有者			
		再開			使用者			
		臨時			送付先			
	②使用中止			⑤住所変更	所有者			
	③使用廃止				使用者			
					送付先			
給水装置(水栓)の場所	神石高原町 番地 住宅名()							
連絡先が上記と異なる場合の住所等	〒 - 電話番号							
使用者のお名前	(フリガナ)			水栓番号	年 月 日			
	ⓐ			閉・開栓日 (閉栓方法)	取付・キャップ・()			
届け出た方のお名前	ⓐ			用途別	一般・臨時			
①給水開始をする方の記入欄	使用開始日	月 日() 時		上簡区分	簡水・専用・飲供			
				配水池系				
②使用中止をする方の記入欄	使用中止日	年 月 日～年 月 日		検針地区				
	理由			検針順				
③使用廃止をする方の記入欄	使用廃止日	年 月 日		メ タ 	内容	旧	新	
	理由				番号			
④名義変更をする方の記入欄	新	<input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 所有者	氏名		ⓐ	口径	mm	mm
	旧	<input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 所有者	氏名		ⓐ	指針		
	理由				取付	年 月 日	年 月 日	
⑤住所変更をする方の記入欄	新				満期	年 月	年 月	
	旧				取外	年 月 日	年 月 日	
給水装置所有者氏名			メーカー					
その他 特記事項					型式	湿式・乾式・電子式・その他	湿式・乾式・電子式・その他	
					桁数	桁	桁	
				位置				
				備考				

使用中止の理由(5及び7は理由欄に内容明記, それ以外は番号記入)

太枠は企業団記入欄

一年以内	1 一定期間居住地を離れる場合	2 年数回使用する場合	台帳整理	年 月 日	
	3 別荘	4 町営住宅・アパート・借地等	電算入力	年 月 日	
	5 その他上記要件に類似するもの				
	6 長期間居住地を離れる場合(1年以上)				
	7 長期間水道を使用しない場合(接続後5年以上経過)				

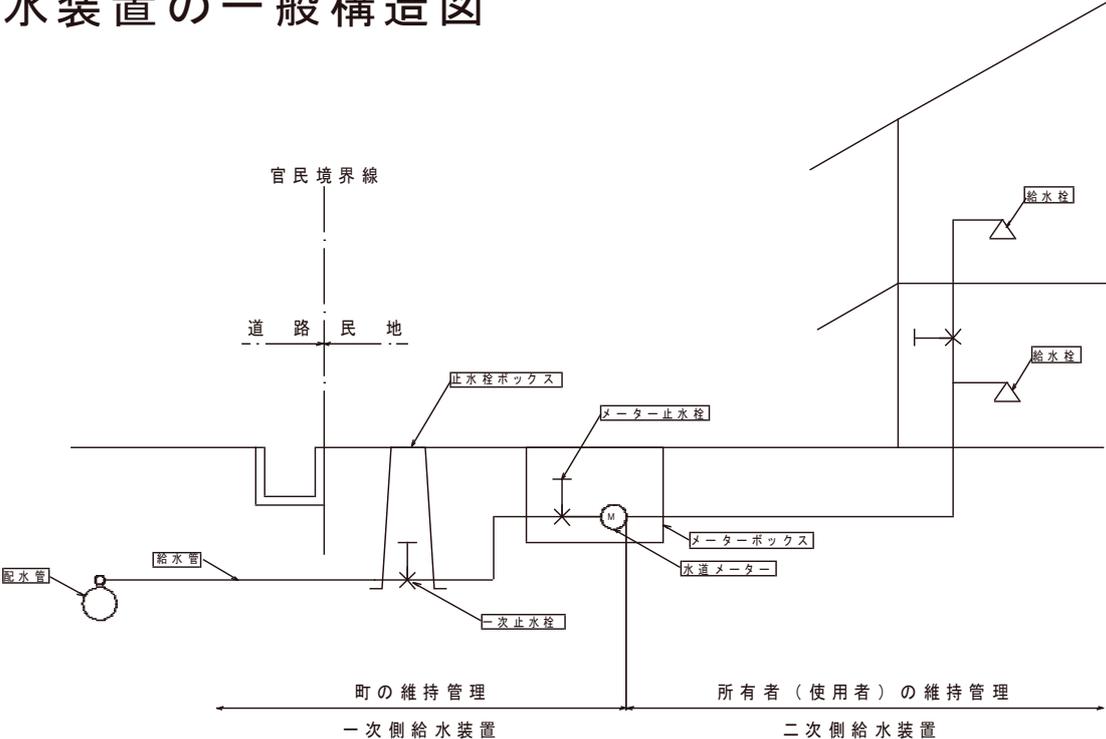
設計審査表

年度	設置場所	神石高原町		申込者		
書類名	注意事項	検査項目	結果	適用		
給水装置工事申込み書類の提出部数は各2部(5の「水道加入申込書」は1部提出)		2部提出				
給水装置工事の申込み書類	1 給水装置工事申込書		未記入等ないか 押印はあるか			
	① 水道メーター保管証書		未記入等ないか 押印はあるか			
	② 給水管所有者分岐同意書	他の者の給水装置から分岐する場合に必要	未記入等ないか 押印はあるか			
	③ 土地家屋使用承諾書	他の者の所有地を通過, 又は他の者の所有する土地又は家屋に設置する場合に必要	未記入等ないか 押印はあるか			
	④ 委任状		未記入等ないか 押印はあるか			
	2 誓約書	②又は③に該当する場合に提出	未記入等ないか 押印はあるか			
	3 給水装置工事設計書兼給水台帳	図面関係を様式内に記入できない場合には, 別紙で添付すること。	未記入等ないか			
	① 使用材料					
	② 位置図(目標図)					
	③ 立体図					
	④ 一次側給水装置等取付図					
	⑤ 配管平面図					
	4 一次側給水装置工事使用材料審査表	一次側給水装置工事を行う場合に提出	別紙審査表にて審査			
5 水道加入申込書	新規工事の場合に提出	未記入等ないか 押印はあるか				
6 給水装置口径変更届	メーター増径工事の場合に提出	未記入等ないか 押印はあるか				
7 現況写真						
8 その他						
道路占用許可申請に必要な書類	9 国道, 県道, 町道(町管理道)が工事区間に係る場合に提出		3部提出			
	① 現況写真					
	② 位置図	路線名を記入すること。				
	③ 平面図					
	④ 構造図(配管縦横断面図)					
	⑤ 道路復旧に関する図面	復旧断面図等				
法定外公共用物占用申請に必要な書類	10 里道(赤線), 水路(青線)が工事区間に係る場合に提出		3部提出			
	① 現況写真					
	② 位置図					
	③ 平面図					
	④ 公図の写し					
	⑤ 構造図(配管縦横断面図)					
⑥ その他						
総合審査結果						

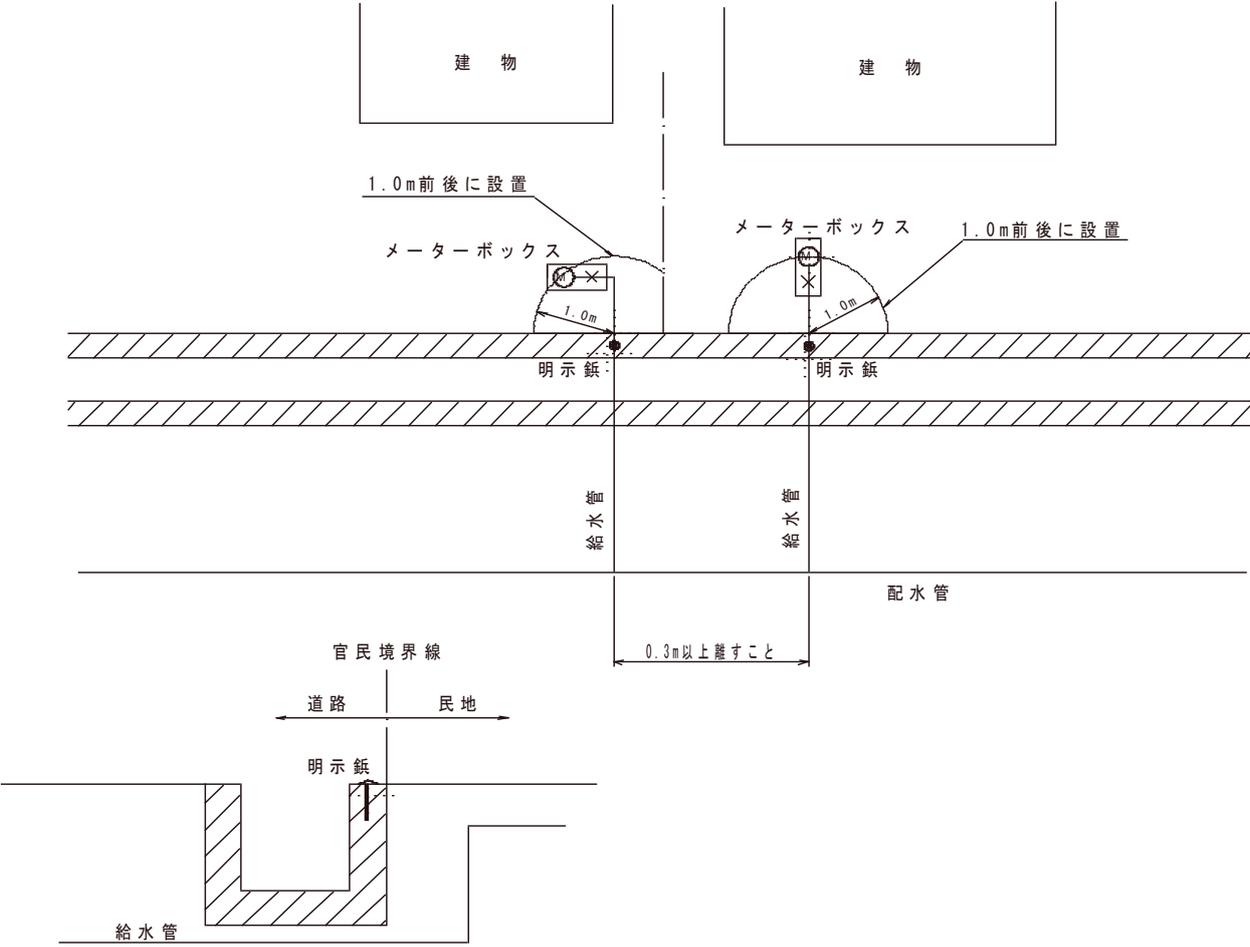
工事検査表

年度	設置場所	神石高原町	申込者			
書類名	注意事項	検査項目	結果	適用		
給水装置工事検査申請の提出部数は各1部						
工事検査申請書類検査	1	給水装置工事検査申請書	未記入等はないか 押印はあるか			
	2	給水装置工事竣工設計書兼給水台帳	図面関係を様式内に記入できない場合には、別紙で添付すること。	未記入等はないか		
		①	使用材料	設計数量と精算数量の対比		
		②	位置図(目標図)			
		③	立体図			
		④	一次側給水装置等取付図			
		⑤	配管平面図	分岐部分のオフセットも記入		
	3	工事写真				
	①	全般	埋設する使用材料	メーカー・材料適合マーク等確認できるか		
			一次側給水装置の配管状況	深さ・寄り等は適切か		
			給水管の布設状況	深さ・寄り等は適切か		
			メーター付近	メーターボックス並びにメーターの設置状況		
			耐圧試験状況	耐圧試験結果		
	②	道路占用に係る部分	工事着手前			
			舗装切断時			
掘削完了時						
配管完了時			深さ・寄り等は適切か			
埋戻し(各層転圧)時			転圧状況及び各層厚			
路盤材転圧時			転圧状況及び各層厚			
仮復旧完了時						
本復旧施工時						
本復旧完了時						
4	水道使用異動届	メーター貸与時に業者名で提出しており、最終的に申込者に異動する場合に必要	未記入等はないか 押印はあるか			
5	その他					
現地検査	6	メーター	メーターボックス メーターボックス内	位置・高低・傾き・ズレ メーター・止水栓・防凍材		
		7	止水栓	止水栓ボックス	位置・高低・傾き・ズレ	
	8	各種バルブボックス		高低・傾き・ズレ		
	9	本管からの分岐箇所	測定方法・測点の確認			
	10	給水管(露出部分)	設置状況及び凍結防止			
	11	舗装	未整備区間との高低			
			未整備区間との継目			
			道路標示線			
12	その他					
水質検査 (町が現地にて実施する)		残留塩素濃度 臭気・濁り等	0.1mg/ℓ以上か 異常の有無			
総合検査結果						

給水装置の一般構造図

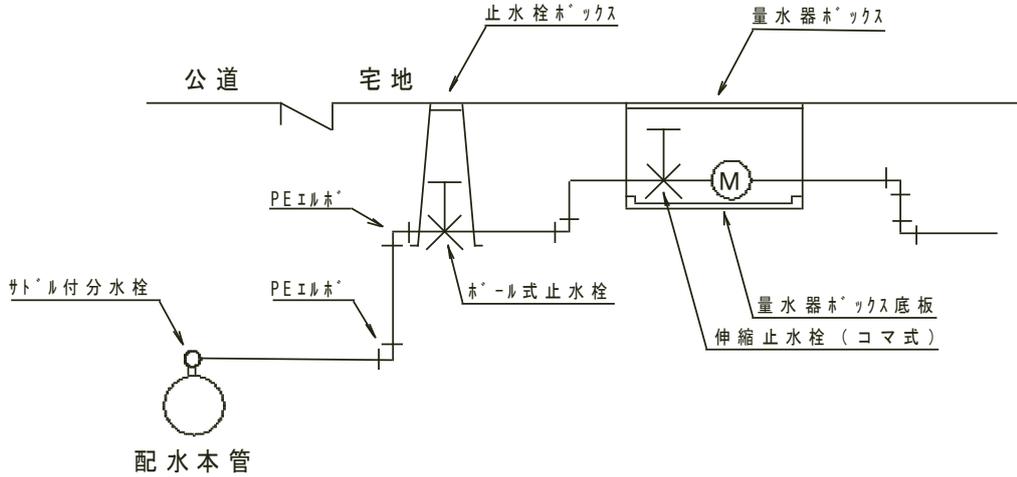


給水管・メーター・明示錠等設置図

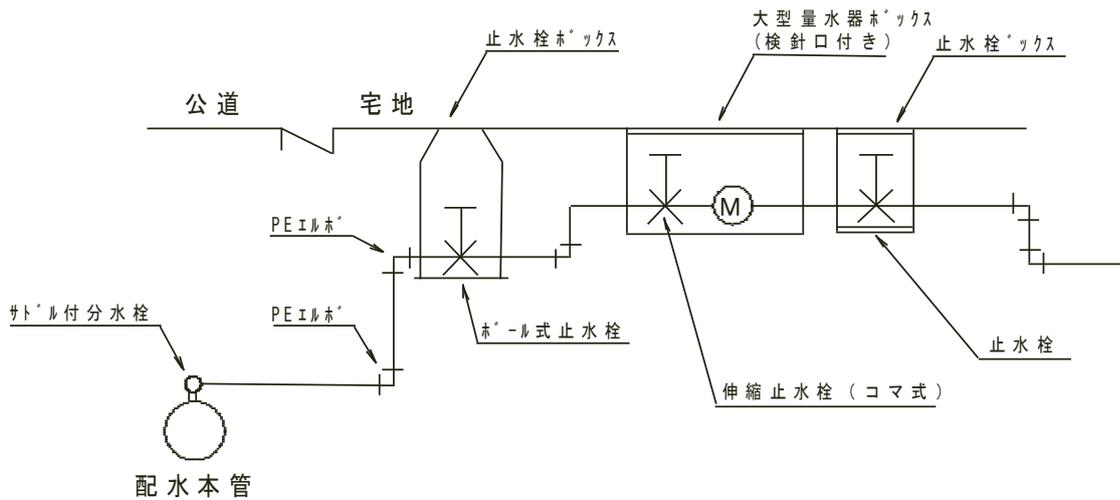


給水管標準図

① Φ20～Φ40の場合



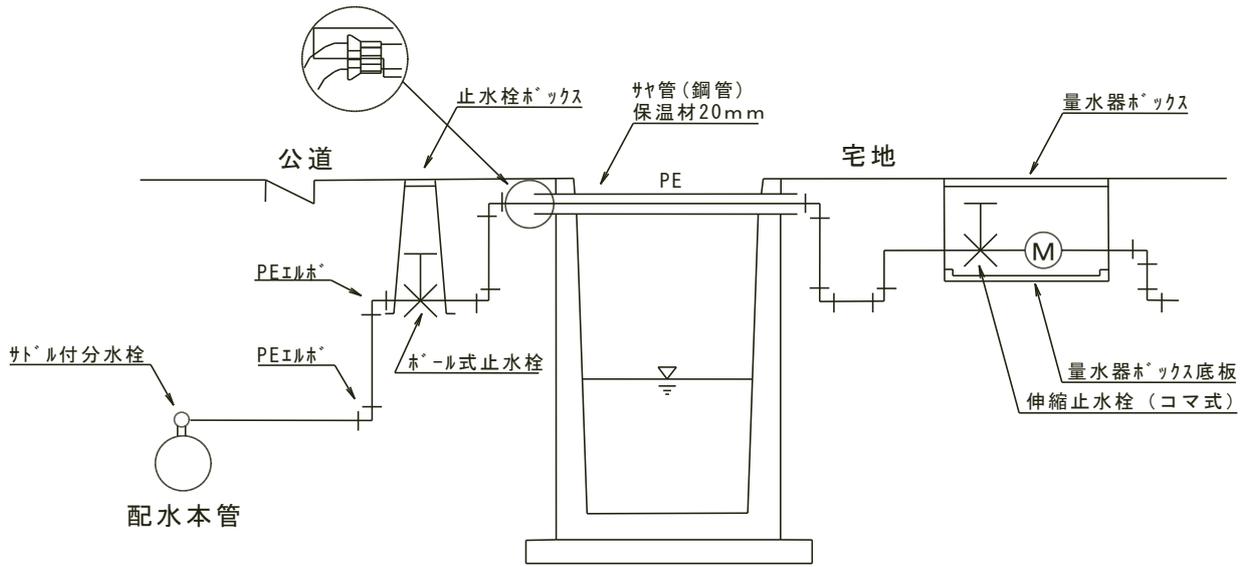
② Φ50の場合



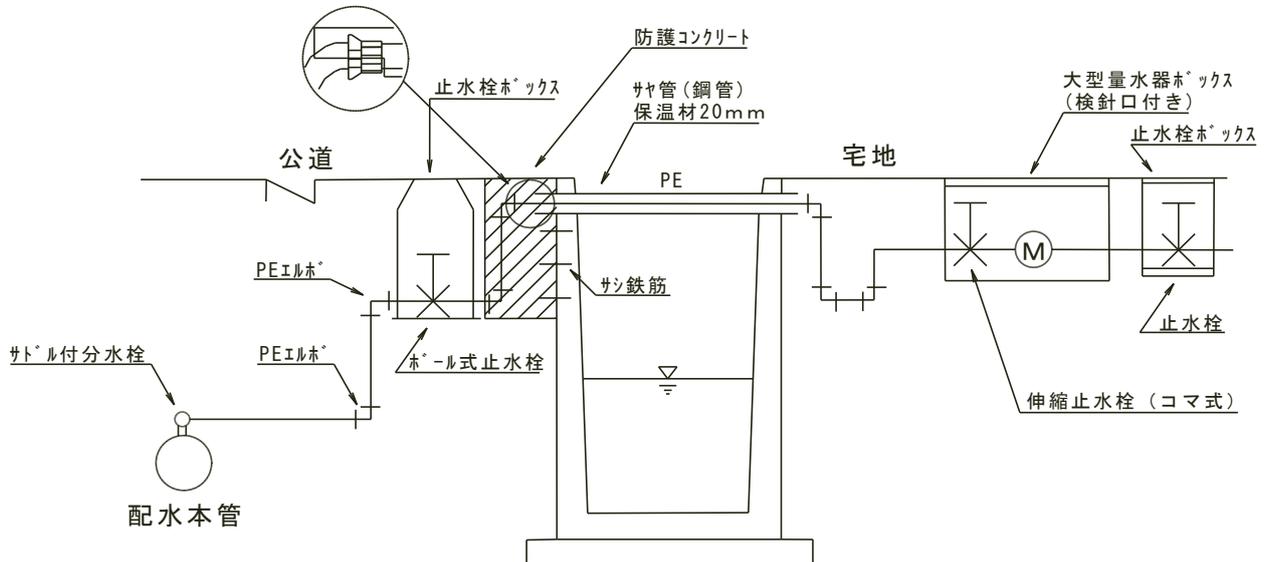
※注1) PEでの施工であれば、量水器前後の配管について、支障のきたさない範囲で配管を曲げることを可能とする(曲管部材省くことができる)。

※注2) Φ50の大型流量計ホ-ックスの場合、検針口からの検針が可能であれば、ホ-ックス内への二次止水栓の設置を可能とする。

③PEφ20～φ40（サヤ管の場合）



④PEφ50（サヤ管の場合）

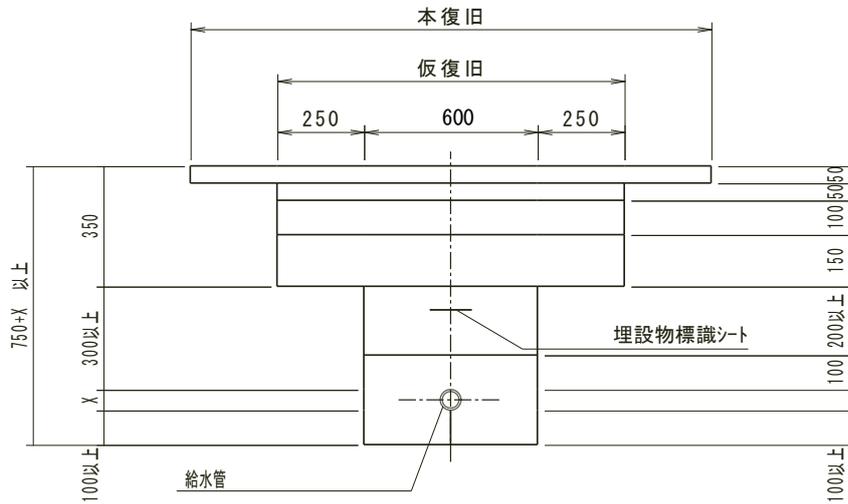


※注1) 一次止水栓の設置位置が公道になる場合は、道路管理者との協議が必要。

配管布設標準断面図（県管理道）

○ 下記は標準的な断面であり，断面決定等については，道路管理者の指示によること。

埋設管復旧断面図（車道）縦断占用



※ 復旧断面構成表

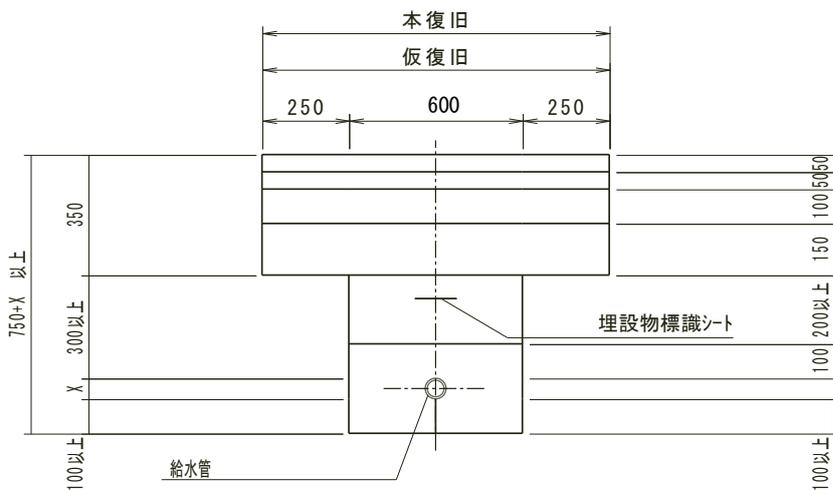
密粒度アスコン t=5cm
粗粒度アスコン t=5cm
粒度調整碎石 t=10cm
切込碎石 t=15cm
良質土 t=20cm以上
ダスト（砂） t=20cm以上+X

※注1) 中央線がある場合は，片側全面復旧すること。

※注2) 中央線がない場合は，全面復旧すること。

※注3) これによりがたい場合は，別途協議すること。

埋設管復旧断面図（車道）横断占用



※ 復旧断面構成表

密粒度アスコン t=5cm
粗粒度アスコン t=5cm
粒度調整碎石 t=10cm
切込碎石 t=15cm
良質土 t=20cm以上
ダスト（砂） t=20cm以上+X